

## 吉祥寺東部地区のまちづくり説明会について

(陳受3第15号、陳受3第16号資料)

開催日時：令和3年10月27日(水) 午後6時30分～8時

開催場所：武蔵野公会堂第1・2合同会議室

参加者 一 般 42名(申込：50名)

市議会議員 15名

合 計 57名(他取材1名)

参加者へのアンケート集計結果(回答数44件)

| 年 代  | 回答数     |
|------|---------|
| 40歳代 | 5(11%)  |
| 50歳代 | 9(20%)  |
| 60歳代 | 11(25%) |
| 70歳代 | 17(39%) |
| 未回答  | 2(5%)   |

| 住 所   | 回答数     | 住 所 | 回答数   |
|-------|---------|-----|-------|
| 吉祥寺東町 | 11(25%) | 緑町  | 1(2%) |
| 吉祥寺本町 | 9(20%)  | 境   | 3(7%) |
| 吉祥寺南町 | 3(7%)   | 境南  | 3(7%) |
| 吉祥寺北町 | 2(5%)   | 桜堤  | 1(2%) |
| 御殿山   | 1(2%)   | その他 | 2(5%) |
| 西久保   | 5(11%)  | 未回答 | 3(7%) |

| 項 目      | 選 択 肢        | 回答数     |       |
|----------|--------------|---------|-------|
| 説明について   | わかりやすかった     | 5(11%)  | (36%) |
|          | まあまあわかりやすかった | 11(25%) |       |
|          | わかりにくい       | 11(25%) | (45%) |
|          | わからなかった      | 9(20%)  |       |
|          | その他          | 3(7%)   |       |
|          | 未回答          | 5(11%)  |       |
| 説明内容について | 理解できた        | 6(14%)  | (36%) |
|          | まあまあ理解できた    | 10(23%) |       |
|          | あまり理解できなかった  | 7(16%)  | (50%) |
|          | 理解できなかった     | 15(34%) |       |
|          | その他          | 1(2%)   |       |
|          | 未回答          | 5(11%)  |       |

担当課 都市整備部吉祥寺まちづくり事務所

(裏面あり)

(参考)

**基本合意書（令和３年４月８日締結）一部抜粋（甲は武蔵野市、乙は事業者）**

第１条 武蔵野市第六期長期計画における活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり及び吉祥寺グランドデザイン 2020 におけるイーストエリアのまちづくりを推進し、当該エリアの魅力向上を図るため、甲及び乙が協力して連携を図ることで、甲は吉祥寺駅周辺エリアに公共自転車駐車場の設置を目指し、乙は吉祥寺駅至近エリアにおける魅力的なまちの創出に寄与する取り組みを目指すものとする。

第２条 甲及び乙は、乙が所有する土地について、甲が公共自転車駐車場として使用するため乙所有土地を取得することについて、協議を開始する。

第３条 前条の協議が成立した場合には、甲及び乙は、武蔵野市普通財産売払い事務取扱要綱（平成 22 年 8 月 1 日適用）に基づき、甲が所有する土地を乙に売払うことについて協議を開始するものとする。

**確認書(令和３年８月１７日締結) 一部抜粋（甲は武蔵野市、乙は事業者）**

第１条 令和３年４月８日締結の基本合意書において、吉祥寺グランドデザイン 2020 におけるイーストエリアの魅力向上を図るため、甲と乙とが協力して連携し、土地の取得と、売払いについて協議を進めるものとしている。

第２条 甲は、土地の取得契約を速やかに行い、契約後に、土地を乙へ売払う契約を行うものとする。また、甲は、売払い契約については、同年 10 月末日までに行うものとする。

第４条 甲所有土地の売払いにあたって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1)第六期長期計画等に基づいた駅周辺のまちづくり及び公共貢献を行うこと。
- (2)当該地区の魅力向上に資する建築計画、良質なテナントの誘致等の要件を理解し実行することで、地区の発展に寄与する事業展開を行うこと。
- (3)これまでの環境浄化対策の目的等を理解し、更なる魅力的な空間創出に寄与すること。
- (4)甲所有土地の取得後遅滞なく一体開発に着手するものとし、更地での転売をしないこと。ただし、やむを得ず第三者に対して当該転売しようとするときは、乙は、甲から譲り受けた土地であることを十分に理解の上、事前に甲と協議するものとする。
- (5)風俗営業、公序良俗に反する使用等を禁止とすること。
- (6)暴力団等の排除のための協力等を行うこと。

第５条 何らかの事情において乙が前条第４号の事業を継続できなくなった場合、前条に定める遵守事項について、当該事業の権利を有する者がこれを継承するものとする。

**これまでの経緯**

- 令和３年４月 ８日 基本合意書締結（協議の開始等について）
- 令和３年４月 28 日 経営会議
- 令和３年５月 17 日 建設委員会行政報告(対応方針策定について)
- 令和３年６月 28 日 財産価格審議会
- 令和３年８月 17 日 確認書締結(土地の取得・売払い、売払い要件等について)
- 令和３年８月 27 日 公共自転車駐車場等用地取得契約
- 令和３年９月 16 日 建設委員会行政報告(経緯について)
- 令和３年９月 30 日 吉祥寺大通り東自転車駐車場閉鎖
- 令和３年 10 月 27 日 説明会開催